松江市指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則

（趣旨）

第1条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出については、障害者総合支援法、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（業務管理体制の整備に関する事項等の届出）

第2条　障害者総合支援法第51条の2第2項及び第4項並びに第51条の31第2項及び第4項の規定による届出は、指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制整備・区分変更届出書（様式第1号）によるものとする。

2　児童福祉法第21条の5の26第2項及び第4項並びに第24条の38第2項及び第4項の規定による届出は、指定障害児通所支援事業者等業務管理体制整備・区分変更届出書（様式第2号）によるものとする。

（届出事項の変更の届出）

第3条　障害者総合支援法第51条の2第3項及び第51条の31第3項の規定による届出は、指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制届出事項変更届出書（様式第3号）によるものとする。

2　児童福祉法第21条の5の26第3項及び第24条の38第3項の規定による届出は、指定障害児通所支援事業者等業務管理体制届出事項変更届出書（様式第4号）によるものとする。

（委任）

第4条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　附　則

（施行期日）

1 　この規則は、公布の日から施行する。

　（松江市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の廃止）

2　 松江市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則（平成24年松江市規則第68号）は、廃止する。